

# 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン概要 令和5年改定

## 1 ガイドライン策定経緯（平成25年4月）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大震災でした。被災者の健康支援においては、人と環境をトータルでみる“公衆衛生の視点”をもった保健所活動機能強化の必要性が再認識されました。

そこで、保健福祉部と環境生活部が連携し、迅速な活動が実施できるよう、「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」を作成することとし、平成25年4月に策定しました。

岩手・宮城内陸地震(H20.6)、東日本大震災(H23.3)の活動検証・評価を反映した「災害時公衆衛生活動の指針」の必要性

### 【災害時保健活動の検証・評価結果】

- ①大規模災害時における初動体制の整備
- ②被災保健福祉事務所に対する広域支援体制の整備
- ③外部支援の調整や受入体制の強化
- ④保健所長と災害医療コーディネーターの連絡体制（平時）の確立
- ⑤人と環境を総合的にみる「公衆衛生の視点を持った」保健所活動の強化

## 2 今回の改定について

東日本大震災以降に発生した県外での災害発生に伴う厚生労働省からの派遣要請への対応や、令和元年東日本台風における県内活動で、ガイドライン及びマニュアルに基づき災害時公衆衛生活動を展開しました。

これらの活動実績の検証から災害時公衆衛生活動の変化が見られたことに加え、国から災害時の危機管理体制に関する通知が発出されていることなどから、ガイドライン・マニュアルの見直しが必要となり、改定することとしたものです。

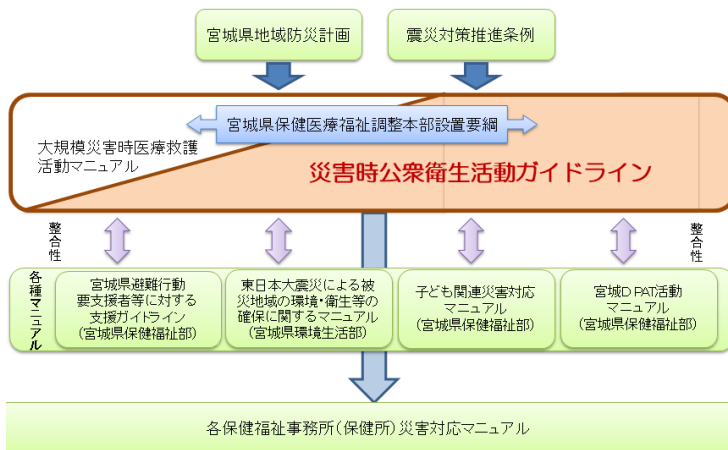
### 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン改定のポイント

- ①「ガイドライン」「マニュアル」を一本化するとともに、災害時公衆衛生活動の課題を踏まえた見直しを行った。
- ②災害時活動の現状把握、課題分析、応援調整を行う「保健医療福祉調整本部」の設置を反映した。
- ③保健所の支所化に伴う体制を整理修正した。
- ④平常時における「受援体制」について、追加記載した。
- ⑤様式や資料については、随時更新できるよう、別冊として作成した。

## 3 ガイドラインの位置づけ

災害対策基本法に基づき県が策定した「宮城県地域防災計画」の実践を推進するものです。保健福祉部、環境生活部内の各種マニュアルとの整合性をとりつつ、災害時の公衆衛生活動の指針とするものです。

またこのガイドラインは、今後各保健福祉事務所（保健所）が地域の社会資源や、平常時の公衆衛生活動に基づき作成する、圏域マニュアル等の基本的な指針を示すものです。



## 4 ガイドラインの目的

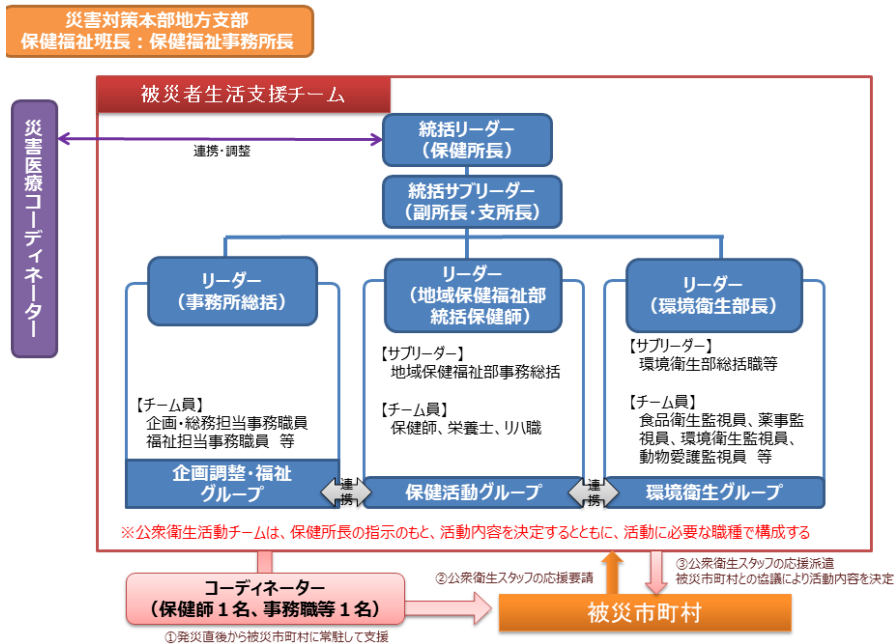
大規模災害時に、初動体制を早期に確立するとともに、災害が長期化した場合には継続した公衆衛生活動を実施する必要があるため、ガイドラインは、公衆衛生活動の基本、組織体制、被災市町村支援のための公衆衛生スタッフの派遣並びに他自治体職員の応援要請及び受け入れを含めた体制整備等を定めます。

あわせて、県外における大規模災害発生時の応援要請への対応として、派遣に伴う基本事項、チーム編成、役割や活動内容などを定めます。

## 5 県内で大規模災害が発生した場合の対応

### 初動体制及び支援体制の早期確立のためのコーディネーター派遣

災害対応を迅速に進めるためには、初動体制の早期確立と、外部からの支援の要否についての早期アセスメントが重要です。外部からの支援について、被災市町村では支援活動に追われ、被害状況の客観的判断が困難な場合があります。そこで、県保健福祉事務所（保健所）は、災害直後から被災市町村に対してコーディネーター（保健師1名、事務職等1名）を派遣し、自ら被害状況の把握に努めるとともに、支援業務や公衆衛生活動について、現地の状況を的確に把握・判断し、活動方針や体制整備等への専門的助言及び活動のためのマネジメントやコーディネートを行います。

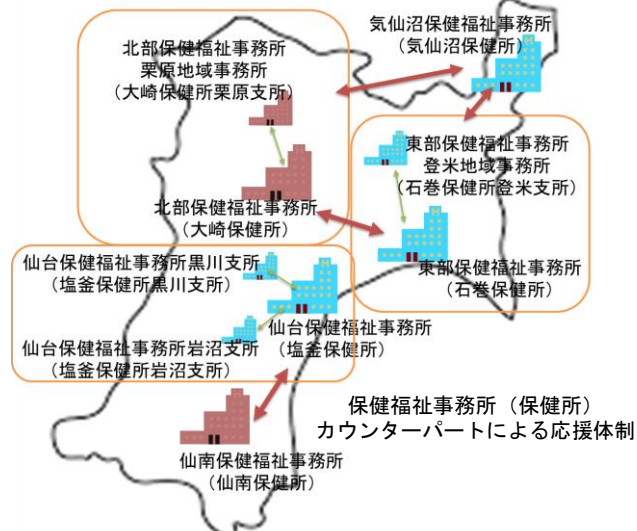


### 被災により機能が喪失された保健福祉事務所（保健所）に対するカウンターパートによる広域支援体制

県は保健福祉事務所（保健所）自体の被災、情報通信網や交通網が遮断されることを想定した体制整備を行うため、本庁からの指示を待たずに対応できる圏域レベル「地域完結型対応」の構築に取り組むこととします。

沿岸部の保健福祉事務所（保健所）と、内陸部の保健福祉事務所（保健所）がカウンターパートを組み、相互支援体制を構築します。

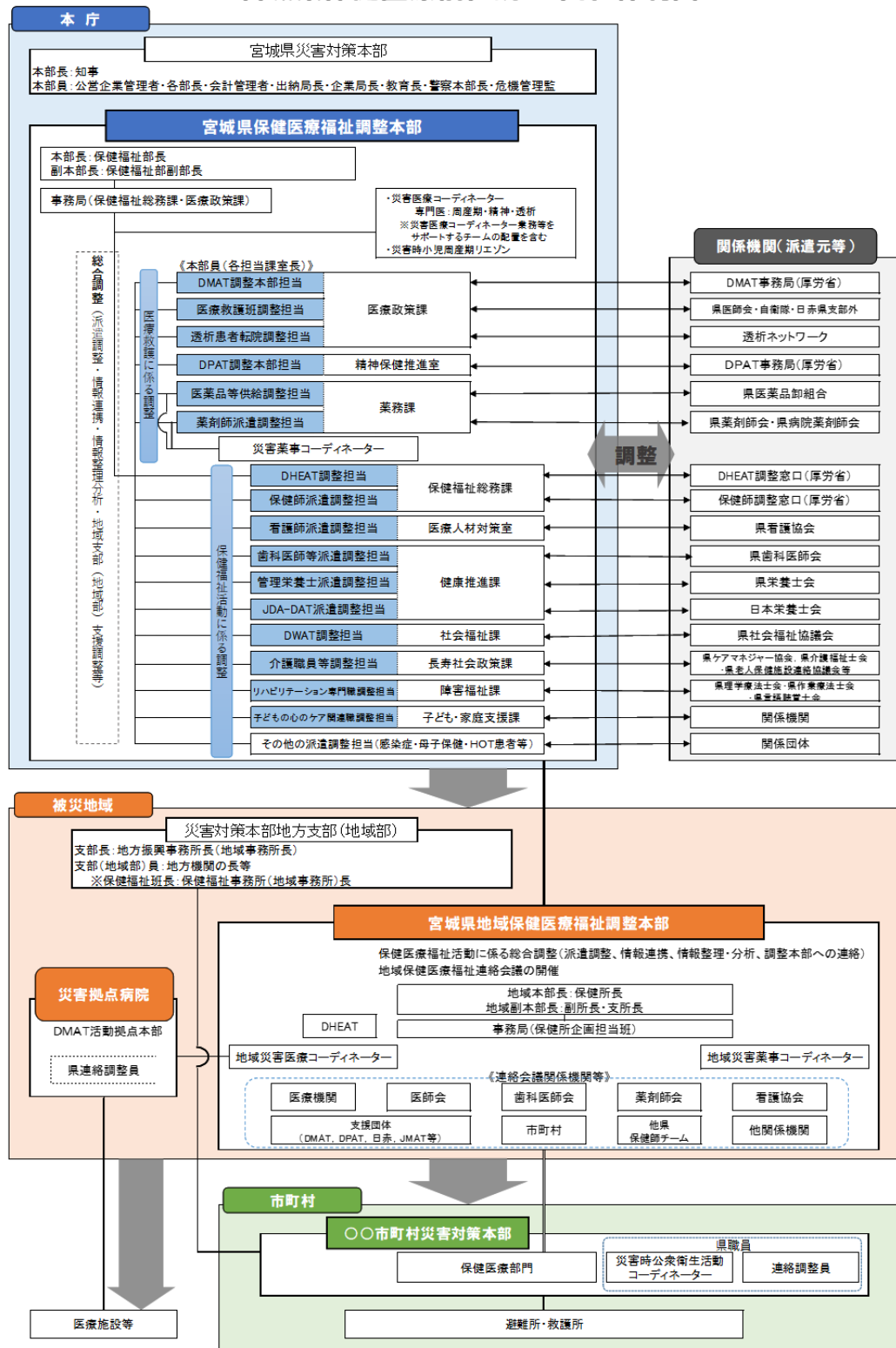
令和4年の保健所の支所化により、カウンターパートの再編を行いました。



保健医療福祉に関する情報の収集分析、保健医療福祉活動チームの派遣調整を一元的に実施（本庁及び保健福祉事務所（保健所）の調整機能）

災害の規模が大きいほど、様々な専門職種が被災地支援活動に従事するため、調整が必要となります。県保健福祉部には、保健医療福祉調整本部を設置し、全県的な公衆衛生スタッフの派遣調整を行います。また、保健福祉事務所（保健所）では、地域保健医療福祉調整本部を設置し、国内外から直接被災地へ訪れる民間団体、NPO団体等からの対応について、被災市町村での混乱を避けると共に、貴重な人材を必要とされる地域へタイムリーに派遣するため、外部支援者と被災市町村活動とのマッチングを調整する等、支援体制についての現地における調整的機能を担うこととします。

### 宮城県保健医療福祉調整本部 体制図



## 6 県外で大規模災害が発生した場合の対応

県外で大規模災害が発生したことにより、厚生労働省又は相互応援協定等に基づき被災都道府県から公衆衛生活動スタッフの応援要請があった場合、保健福祉部長が、各保健福祉事務所（保健所）の業務状況を判断した上で、派遣職員派遣の可否について決定します。

応援要請は、「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」、「保健師等チーム」が想定され、保健福祉総務課が派遣職員の調整を行い、派遣計画を策定、その他派遣体制の整備にあたります。

「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」、「保健師等チーム」の派遣に関する詳細は、それぞれ別に定めた要領に基づき、年度ごとに対応職員を登録して対応します。

## 7 平常時の準備

平常時の本庁・保健福祉事務所（保健所）・市町村別の体制整備や、地域健康危機管理連絡体制に係る会議等により地域の関係機関も含めた連携体制を構築するなど、大規模災害に対応する体制整備を図ります。

特に、県内以外に応援要請を行うための事前準備として、地域の基本情報や受援のための応援計画書の作成、応援要請の流れ、応援職員との連携と協働などの訓練を通して受援準備を行うことにより、災害時公衆衛生活動をできるだけ円滑にするための準備を行います。

また、適切な災害時公衆衛生活動を実施するため、県地域防災計画の見直し、防災訓練結果、他の自治体等で発生した災害対応の実態や課題等を踏まえて、ガイドラインの見直しを行います。

①職員の参集計画の立案

②非常時優先業務の選定

③災害応急対応業務

④応援可能業務の選定

応援業務  
計画書

## 8 フェーズごとの主な公衆衛生活動

フェーズ	活動内容
<b>避難情報発令時</b> (風水害・噴火災害の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報の収集</li> <li>・被災情報の収集</li> <li>・災害時公衆衛生活動の準備、活動方針の決定</li> <li>・避難所支援の準備、避難者への健康管理</li> <li>・避難行動要支援者等支援体制の準備、避難支援</li> <li>・通常業務の調整（中止・延期）</li> <li>・職員配備の確認</li> </ul>
<b>フェーズ0【初動体制の確立】</b> (24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の安全確保、応急対策</li> <li>・要配慮者への支援</li> <li>・情報収集と災害時公衆衛生活動方針の決定、保健活動計画の作成</li> <li>・通常業務の調整（中止・延期）</li> <li>・被災者の健康管理・保健指導</li> <li>・安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（PAZ・準PAZ）</li> </ul>
<b>フェーズ1【緊急対策】</b> 生命・安全の確保 (72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康問題に応じた、保健・医療・福祉・介護関係派遣職員やボランティアの調整及び福祉避難所への移動の支援</li> <li>・避難生活における二次的な健康被害等の予防</li> <li>・在宅被災者の健康把握等の対応検討</li> <li>・原子力災害医療活動</li> <li>・安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（PAZ・準PAZ）</li> </ul>
<b>フェーズ2【応急対策】</b> 生活の安定、避難所対策 (概ね4日目～1.2週間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集と災害時公衆衛生活動の方針決定</li> <li>・保健活動計画の見直し</li> <li>・職員の健康管理体制の検討・実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（UPZの避難・一時移転指示対象区域）</li> <li>・避難退域時検査及び簡易除染（UPZの避難・一時移転指示対象区域）</li> </ul>
<b>フェーズ3【応急対策】</b> 避難所～応急仮設住宅入居までの期間 (概ね1.2週間～1.2か月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常業務再開</li> <li>・在宅被災者の健康状況に応じた公衆衛生活動の実施</li> </ul>
<b>フェーズ4【復旧・復興対策】</b> 応急仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり等 (概ね1.2か月以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉・介護関係職員やボランティアの撤退にむけた調整</li> <li>・応急仮設住宅（民間借り上げ住宅含む）入居者の健康状況の把握</li> <li>・応急仮設住宅でのコミュニティ支援（集団健康教育、集いの場の提供等）</li> <li>・中長期保健活動方針の検討</li> <li>・災害時公衆衛生活動状況のまとめ</li> </ul>